

資料3

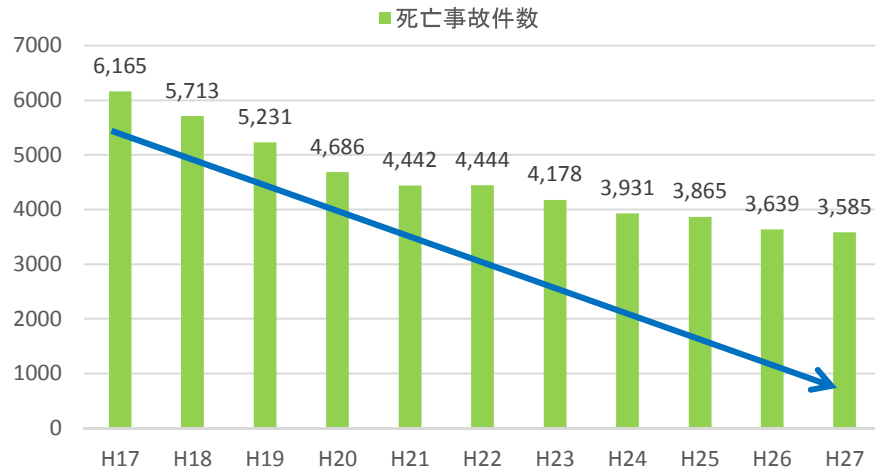
平成29年1月16日

警 察 庁

高齢運転者に係る交通事故の 現状と対策

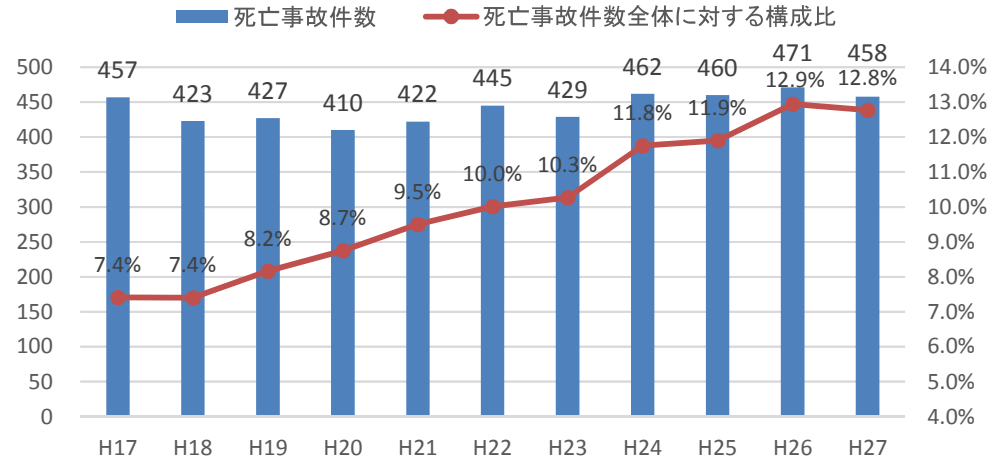
75歳以上の高齢運転者に係る交通事故の現状

平成17年から平成27年までの死亡事故件数



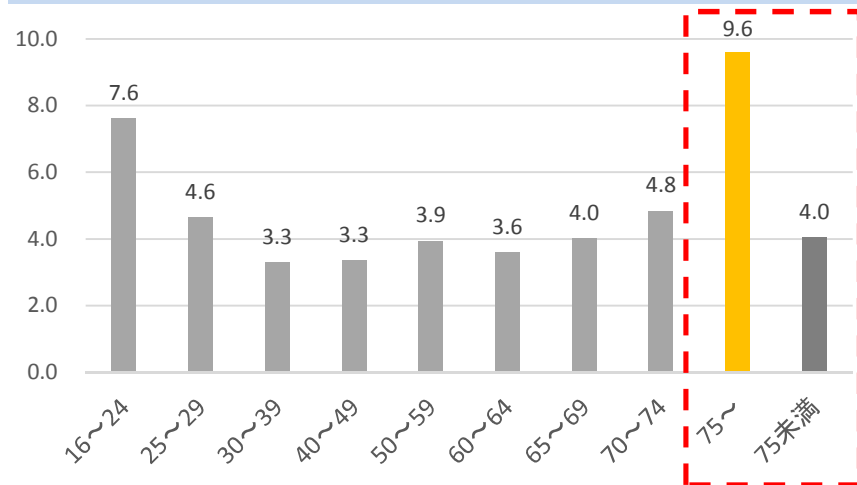
注: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数及び構成比



注: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

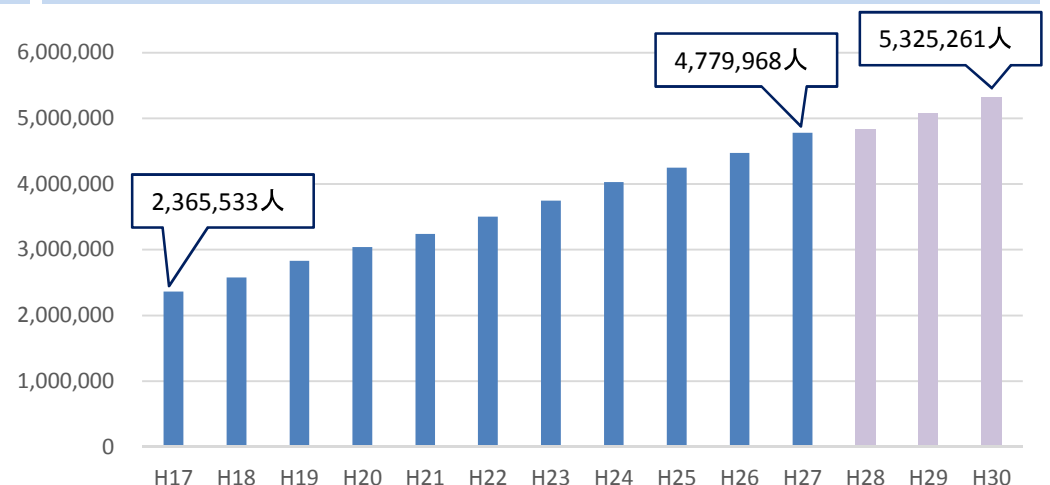
第1当事者の年齢層別免許保有者10万人当たり死亡事故件数(平成27年中)



注: 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

注2: 平成27年12月末現在の免許保有者10万人当たりで算出した数である。

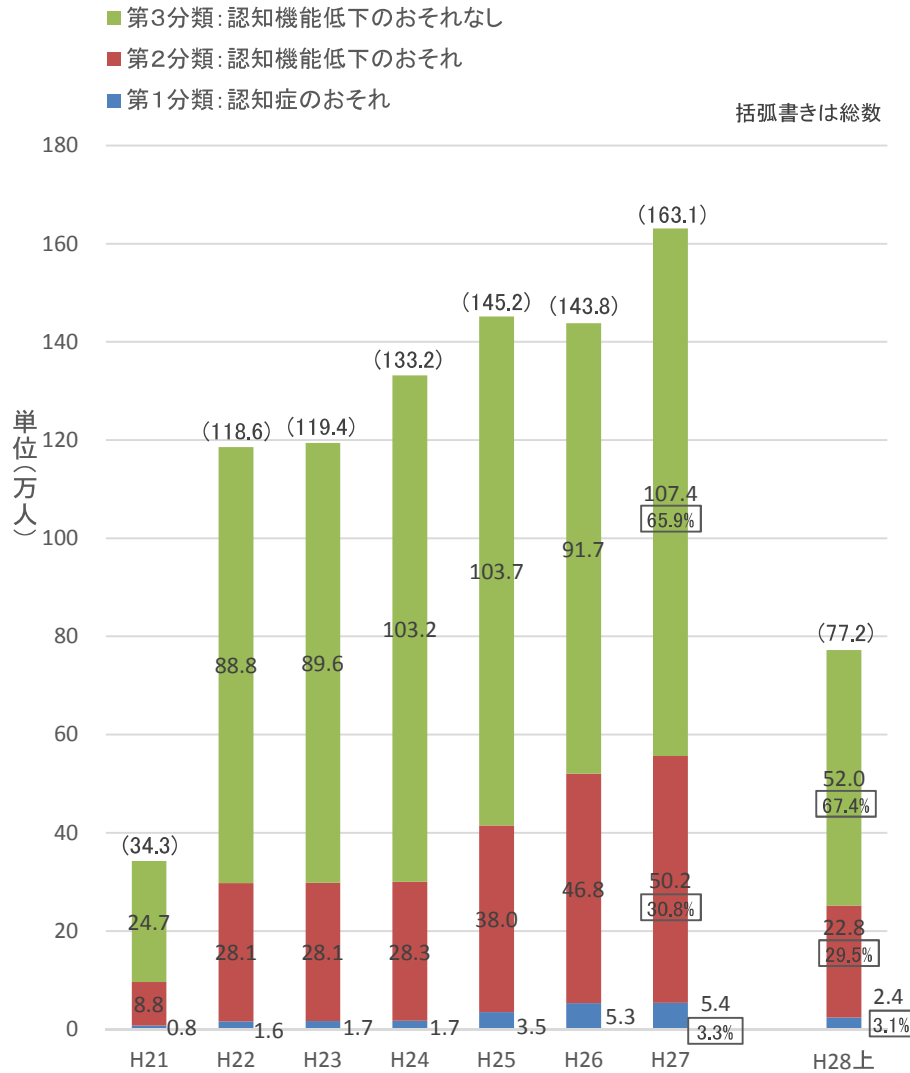
75歳以上の運転免許保有者数の推移(各年12月末)



注: 平成28年以後については一般財団法人全日本交通安全協会による「運転免許保有者数等の将来推計に関する調査研究」(平成24年3月)の運転免許保有者数の推計値に基づく。

高齢運転者の認知機能検査結果等

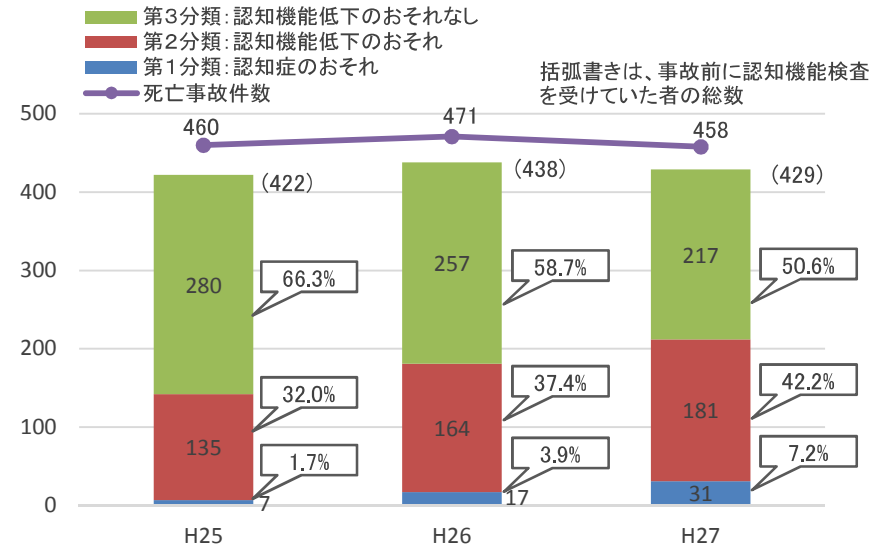
総受検者の認知機能検査結果



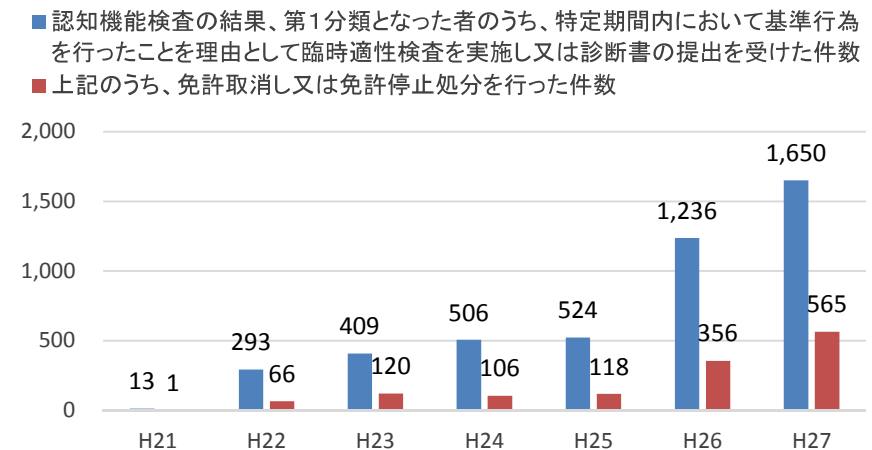
注1: 平成21年は、6月から12月

注2: 平成25年9月より、認知機能検査の判定基準の見直し・施行

75歳以上の高齢運転者による死亡事故に係る第1当事者の認知機能検査結果



臨時適性検査等件数及び免許取消し等件数

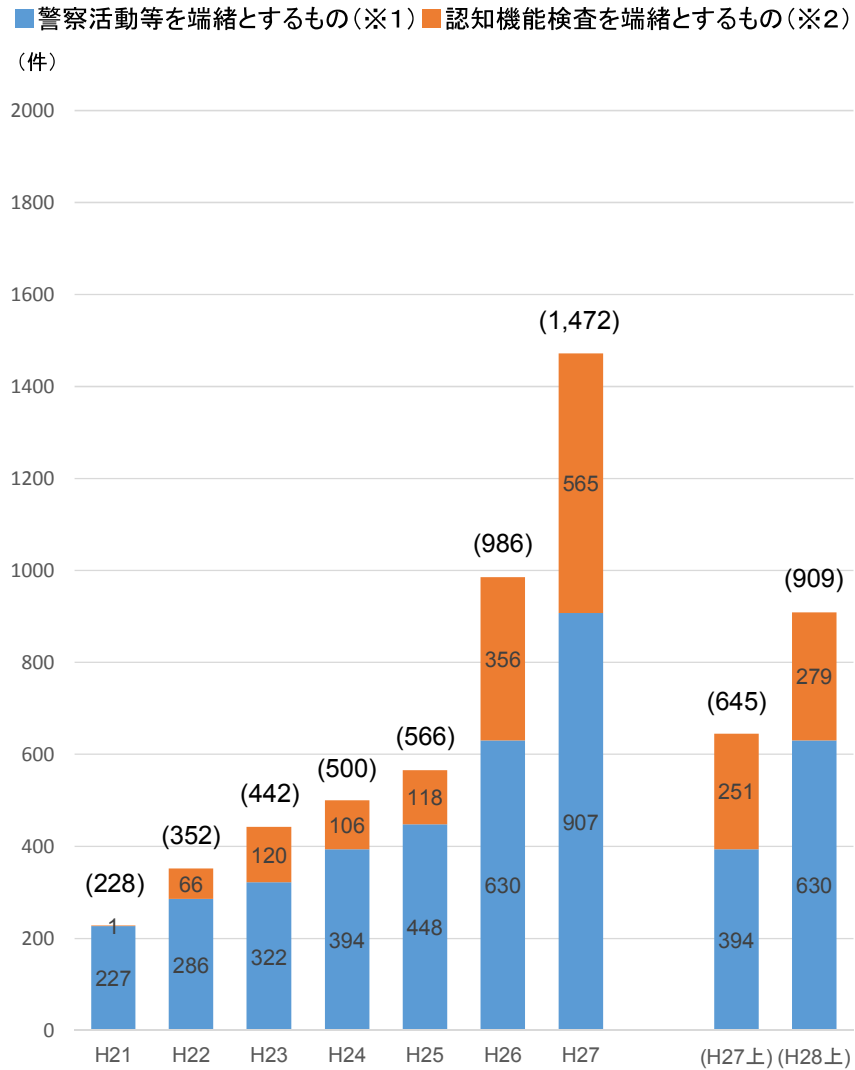


注1: 平成21年は、6月から12月

注2: 基準行為とは、認知機能が低下した場合に行われやすいものとして道路交通法施行令第37条の7第1項で定める行為(信号無視、一時不停止等)をいう。

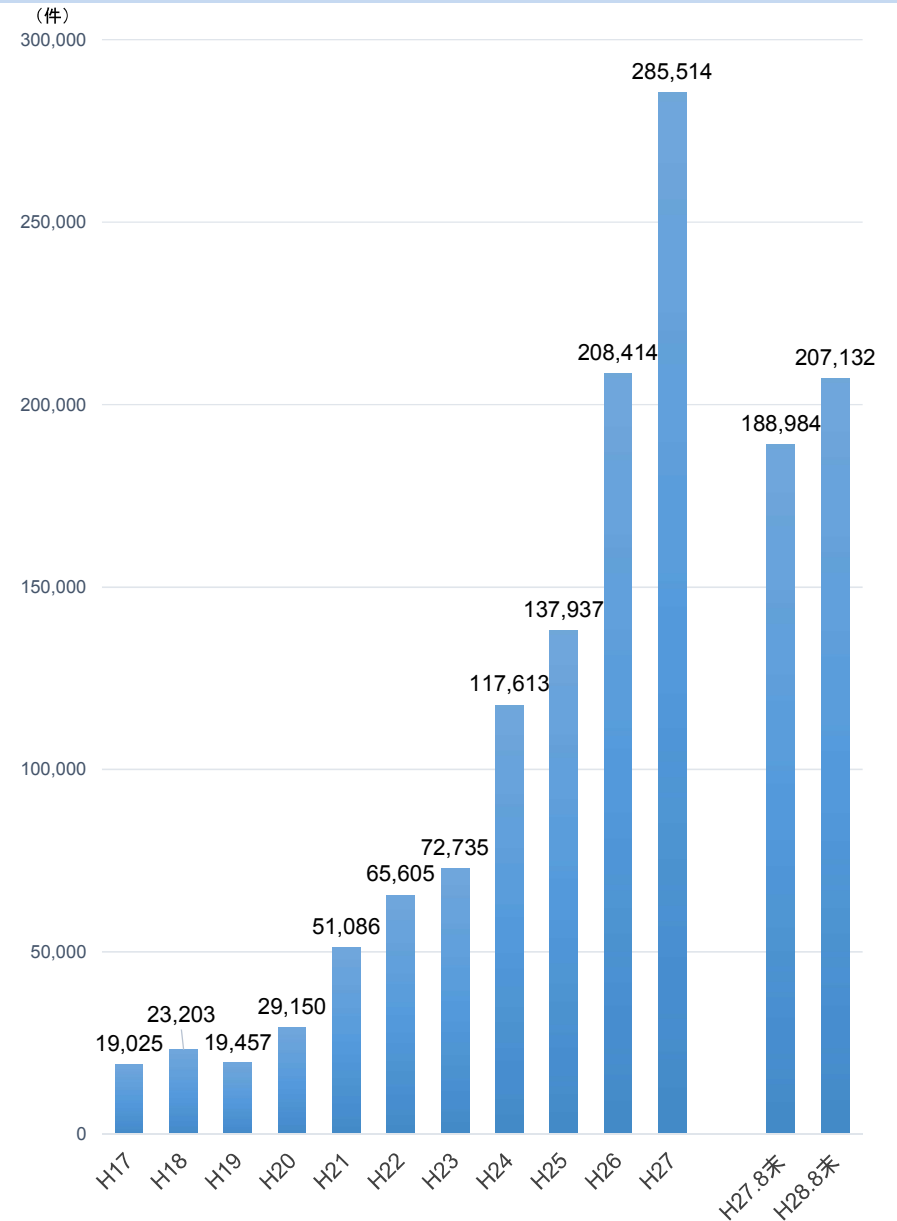
運転免許の取消し等の件数

認知症による運転免許の取消し・停止処分件数



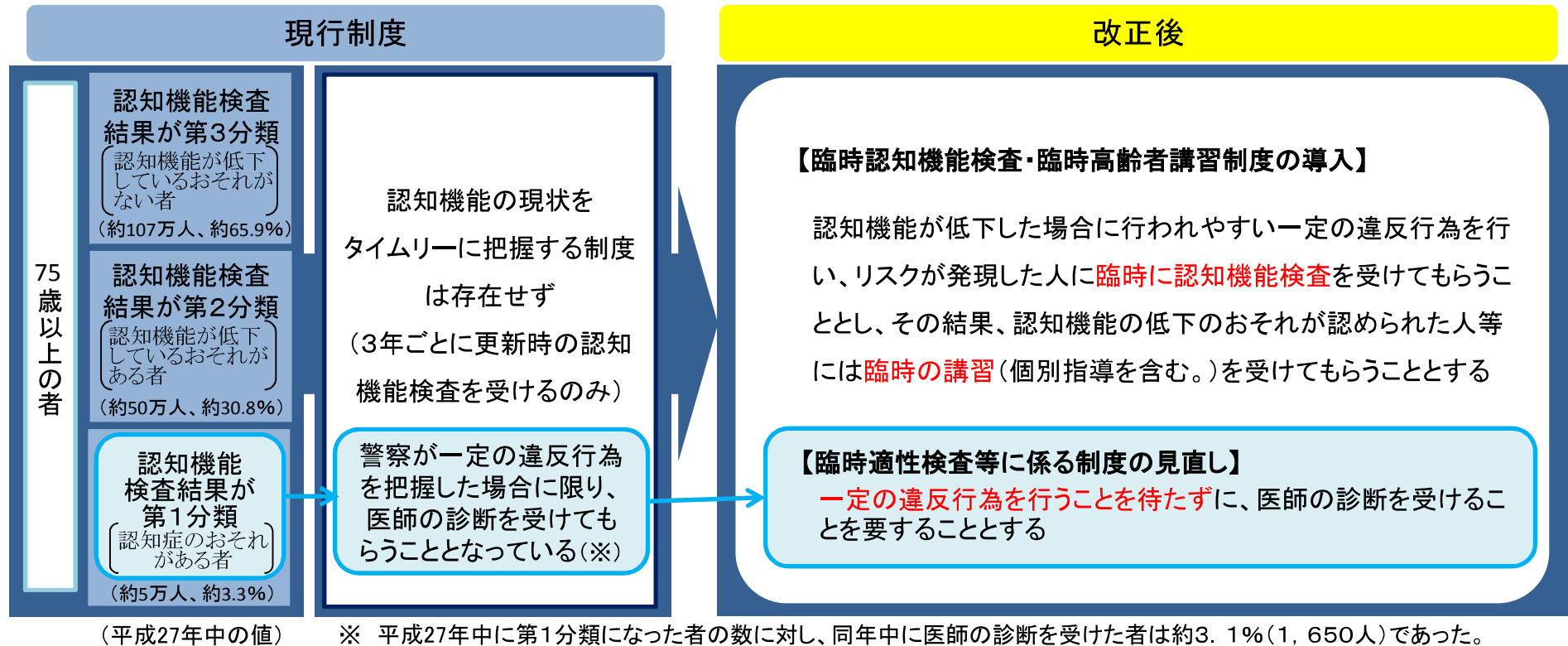
- ※1) ご本人・ご家族からの相談、交通取締り、事故捜査等を端緒として認知症の疑いがあると判断され、医師の診断を受けた結果、認知症であることが判明。
- ※2) 免許証更新時の認知機能検査で認知症のおそれがある(第1分類)と判定された場合において、一定の違反行為を行ったことにより医師の診断を受けた結果、認知症であることが判明。

運転免許の申請取消件数(自主返納)

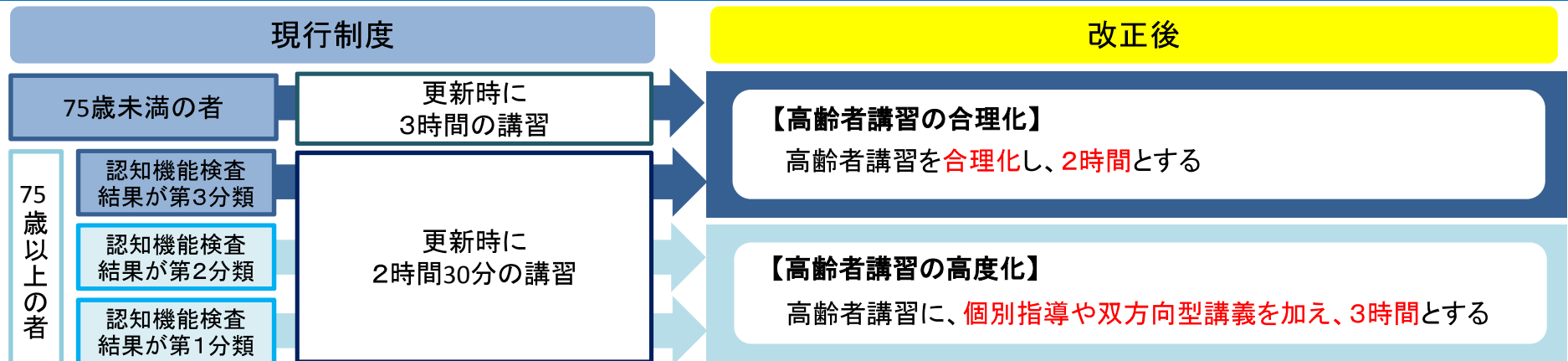


《 道路交通法改正による高齢運転者対策 》

認知機能検査・臨時適性検査



高齢者講習(更新時)



高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議の開催について

経緯

【高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議の開催】（平成28年11月15日）

- 高齢運転者による交通死亡事故の発生状況等を踏まえ、高齢運転者の交通事故防止対策に政府一丸となって取り組むために開催
- 安倍総理から次の3点について指示
 - ・ 改正道路交通法の円滑な施行
 - ・ 社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備
 - ・ **更なる対策の必要性の検討**



高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議
（提供：内閣広報室）

【高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームの設置】（平成28年11月24日）

- 高齢運転者の交通事故防止について、関係行政機関における更なる対策の検討を促進し、その成果等に基づき早急に対策を講じるため、交通対策本部（本部長：加藤内閣府特命担当大臣）の下に設置
- ワーキングチームは、各省庁から検討・実施状況等の報告を受け、平成29年6月頃を目途に、全体的な取りまとめを行うとともに、以降も引き続き必要な検討を継続

有識者会議の概要

【趣旨等】

- ワーキングチームの構成員である警察庁交通局長が、高齢運転者に係る詳細な事故分析を行い、専門家の意見を聞きながら、高齢者の特性が関係する事故を防止するために必要な方策を幅広く検討するために開催
- 平成29年1月から6月までの間に5回程度開催し、検討状況等をワーキングチームへ随時報告するとともに、以降も引き続き必要な検討を継続

【構成員】

- 有識者委員
行政法、社会学、自動車工学、交通心理学等の学識者
医療・福祉等の関係団体の代表者等
- 警察庁
交通局長、交通企画課長、高齢運転者等支援室長
- 関係府省
内閣府・総務省・厚労省・経産省・国交省の課長等

【主な検討課題】

- 高齢運転者に対する効果的な交通安全教育
- 一定のリスクを有する者の把握と運転免許証の自主返納の促進
- 改正道路交通法の施行状況を踏まえた運転免許制度の在り方
- 高速道路における逆走対策
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術の普及